

最低賃金制度を深く考えてみる

ねらい： 最低賃金制度について理解させるとともに、その背景にある考え方を探究させる

授業スタイル	ロールプレイ+話し合い
扱うことが適切な教科等	公民科[労働問題、労働者の権利、等]
どのタイミングで扱うか	労働問題を学習した後が望ましいが、それ以外でもよい
配当時間数	1時限(50分を想定)
この授業で身に付けて欲しい力	<ul style="list-style-type: none"> ・相反する二つの考え方を比較衡量する力 ・社会の制度、仕組みなどについて、多角的な視点で考える力 ・深く話し合い、考え合う力
この授業で理解させたいこと、気づかせたいこと、身に付けて欲しい知識等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働が市場メカニズムに組み込まれていること ・労働は契約によってなされるが、労働者の立場が弱くなりがちであるために労働法が存在していること ・最低賃金制度とその意義 ・雇用の安定を確保する考え方と効率的に労働力を活用する考え方とを対照して考えて得る、今後の日本の雇用・労働政策の在り方に関する自分なりの意見
授業概要	<ol style="list-style-type: none"> ①導入：クイズやポスター等による最低賃金制度の紹介 ②ロールプレイと考察：最低賃金制度に関する対照的な考え方の理解と考察(個人で) ③話し合いと共有、考察 <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金制度についてのグループでの話し合い、クラス内での共有、さらなる考察 ④確認：最低賃金法と制度の理解 ⑤振り返り
使用する教材等(読み物、ワークシート、動画、ウェブサイト等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・教科書や資料集 ・厚生労働省作成の最低賃金に関するパンフレット、リーフレット ・全国の地域別最低賃金一覧(厚生労働省ウェブサイト) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/
協働する外部人材等	特になし
協働の際のこの授業案に特徴的な留意点等	特になし
学習の評価の方法の例	ワークシートによる
この授業案からの発展的な学習の可能性について	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金がどのように決まるのかのプロセスに関する学習 ・最低賃金の都道府県毎の違いの背景を調べたり、考えたりする学習 ・諸外国の最低賃金制度を調べる学習 等

授業の流れ

※時間はあくまで目安です

時間(所要)	進行	内容	留意点・備考
0:00 (10分)	導入	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単なクイズ <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が例えば「932」（平成28年度東京都の地域別最低賃金）等の数字をいくつか黒板に説明無しに書き、生徒に何の数字か考えさせる ○最低賃金制度啓発のパンフレット等(特に一枚目)を生徒に見せて、最低賃金制度について理解する <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が、働く人の暮らしを守る(生活保障)制度であることを簡単に説明(パンフレット) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/H28_saiteichinginpamphlet.pdf ○資料のデータから、若者がなかなか希望の職に就けない状況を学ばせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒をグループに分けておく ・最低賃金制度啓発ポスター等を用意 ・「適職を探す若者」のデータを用意 <p>※各都道府県の最低賃金が記載されたパンフレットは各都道府県労働局のウェブサイトに掲載されている</p>
0:10 (10分)	ロールプレイと考察	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金制度に対する対照的な考えを主張する2人の人物の立場に立って、その主張を考察する <ul style="list-style-type: none"> ・まず、資料を読み込ませる ・生徒がペアになって両者に分かれながら、簡単にロールプレイしてみる ○生徒は、ワークシートの「ワーク」について考え、記入する 	ワークシートの配布
0:20 (20分)	話し合いと共有、考察	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシートへの記入に基づき、生徒にグループで話し合わせる ○クラス内で共有 <ul style="list-style-type: none"> ・授業者が各グループから(時間によって全グループから又はいくつかのグループから)グループで話し合ったことを共有させる ○クラス内の他者の意見を吸収して、対照的な見解があることを理解するとともに、最低賃金制度を考察する 	
0:40 (5分)	確認	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金法第4条を確認する <ul style="list-style-type: none"> ・第4条「使用者は、労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」を読む ○全国の最低賃金について簡単に学ぶ 	全国の地域別最低賃金のデータを用意しておく
0:45 (5分)	振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシート等を用いて生徒に行わせる 	・各自記述して提出

1章

2章

3章

19

4章

5章

6章

7章

8章

最低賃金制度を考える

労働者A氏の主張

最低賃金制度は、本当に私たちにとって、利益をもたらすのか？

私には幼いころから憧れている仕事があります。その仕事はとても大変ですが、働きたいと思っている若者は多いです。私はその仕事をしたいという気持ちは他の誰にも負けません。生活をしていく上で、賃金が多くもらえることは働く人にとってとてもよいことですが、私はもらえる賃金が安くてもいいので、その仕事をしたいと思いました。

社員募集がなかった会社にその思いを直接電話で伝えましたが、「ぜひうちで働きたいという気持ちは嬉しいですが、今うちには追加で人を雇う余裕がなく、法律で最低賃金が決まっているので、それ以下の賃金で働いてもらうこともできません。」と断られてしまいました。働く人自身が「賃金は安くてもいいから、採用してほしい」と言っているのに、法律で最低賃金が決まっていることを理由に断られてしまうことで、若者が夢をあきらめてしまうこともあるのではないのでしょうか。

最低賃金制度は、大切な制度なのでしょうが、「契約自由の原則(契約は当事者が自らの意思に基づいて、自由に契約を締結するという原則)」ということも聞いたことがあります。働く人本人がその金額でもよくて、会社もそれでよければ安い賃金でもよいのではないのでしょうか。

また、「労働市場」という言葉もあるように、働き手が足りなければ賃金が少し高くなっても経営者は雇おうとするし、逆に職に比べて働き手が多ければ、労働者は賃金が多少低くても職を得ようとするように、需要と供給の関係で賃金の額が変わって当たり前ではないのでしょうか。労働市場の活性化という面でも、最低賃金制度は不要だと思います。

労働者B氏の主張

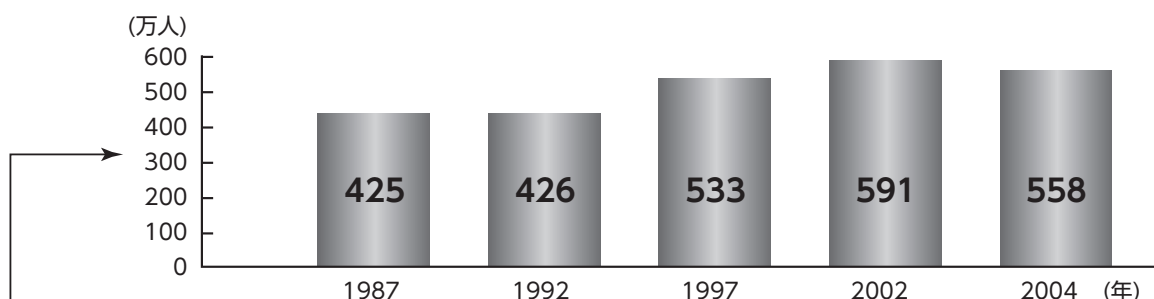
最低賃金制度は、もっと充実すべきだ！

なぜなら、私たち国民の生活を安定・向上させていかなければならないからです。私たちは、生活するために一生懸命働きます。最低賃金制度には、働く人がもらう賃金の最低額を保障することで、私たちの生活の水準を守ってくれる役割があります。働く人の多くは、会社という「組織」に雇われており、一人一人の労働者は、会社に対し弱い立場になることが多いため、もし最低賃金制度がなければ、働く人は、会社から言われたとおり、生活もできなくなってしまうような低い賃金で働かないといけなくなってしまう可能性があります。仮に、働き始めの時には、その賃金の額で生活に支障がなかったとしても、その賃金のまま、将来働き続けて、生活をすることができるかどうかについても考える必要があります。賃金の額を労働市場の需給関係だけで決めてしまうと、生活できない賃金水準になってしまう可能性があります。

また、低い賃金で働くことで、働く人の意欲が落ちてしまう可能性があります。全ての働く人が高い意欲を持って働くためにも、最低賃金額を今の金額以上に、もっと引き上げていくべきです！日本国憲法第27条が法律で賃金の基準を定めるとしているのは、こういう意味ではないのでしょうか。

ワーク：A氏とB氏の主張を受け止めて、あなたの考えをまとめよう！

「適職を探す若年者」数の推移



若年者(15歳～34歳)の転職および就業希望

	実数(万人)					割合(%)					2004/1987	
	1987	1992	1997	2002	2004	1987	1992	1997	2002	2004	増減率	寄与度
若年者(15～34歳、在学者除く)	2367	2441	2527	2507	2442	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.2	
有業者	1832	1965	2011	1958	1931	77.4	80.5	79.6	78.1	79.1	5.4	
うち「転職活動中の有業者」②	113	123	158	174	170	4.8	5.0	6.2	6.9	7.0	50.5	13.4
うち「転職希望のある有業者」③	165	178	202	207	202	7.0	7.3	8.0	8.2	8.3	22.3	8.7
無業者	535	476	517	549	513	22.6	19.5	20.4	21.9	21.0	△4.1	
うち「失業者」①	127	112	156	189	170	5.4	4.6	6.2	7.5	7.0	33.8	10.1
うち「就職活動をしていない就業希望者」(注)④	19	13	17	22	16	0.8	0.5	0.7	0.9	0.7	△17.5	△0.8
「適職を探す若年者」(①+②+③+④)	425	426	533	591	558	17.9	17.4	21.1	23.6	22.9	31.4	31.4

- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査」により特別集計。
 2. 若年者(15～34歳)の転職および就業の希望状況の推移を示したものの。
 3. 2002年までについては総務省「就業構造基本調査」により、15～34歳の在学者以外の者を対象に集計した。
 2004年については、2002年の計数に総務省「労働力調査」に基づく伸び率を乗じて推計した。
 4. 無業者のうちの「就職活動をしていない就業希望者」については、求職しない理由を「探したが見つからなかった」「希望する仕事がありそうにない」「知識・能力に自身が無い」とした者に限った。

メモ：ペアやグループで話し合ったポイントをメモしておこう！

質問・意見・感想・・・本日学んだことや気づいたことを書いておこう！